

豚・イノシシの飼養者のみなさま 飼養衛生管理基準の自己点検と報告をお願いします！

国内の養豚農場において豚熱は散発的に発生しています。
また、滋賀県内では豚熱に感染したイノシシが発見されております。
豚・イノシシの飼養者の皆様には家畜伝染病を予防するため年に4回、7項目の自己点検を実施いただいております。添付しました「愛玩豚の飼養衛生管理基準について」を参考に、別紙様式に従い自己点検を実施していただき、家畜保健衛生所までご報告をお願いします。

5月分の報告期限は **5月22日（金）** です

Q：報告方法は？

A：次のいずれかの方法でお願いします。

- ・FAX：報告様式に記入し、送付してください。
- ・郵送：同封のはがきに記入、投函してください。
（郵送で家畜衛生情報をお送りした方のみ）
- ・インターネット：メール、しがネット受付サービス※
※別添参照のこと。



報告先：滋賀県家畜保健衛生所（本所）

※※大津市、長浜市、高島市にお住まいの方も
本所までお願いします。

近江八幡市西本郷町226-1

FAX：0748-37-4821

万一、特定症状が確認された場合は、豚等を飼育場所から移動させずに直ちに家畜保健衛生所に連絡して下さい。

特定症状の一例（ほかの原因によることが明らかであるものを除く）

- ・耳翼、下腹部四肢等の紫斑
- ・40℃以上の発熱
- ・歩行困難、後ろ足の麻痺
- ・けいれん
- ・突然死
- ・皮下出血（あざ）
- ・体表の孔からの出血
- ・急激な痩せ

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052

しがネット受付サービスでも回答 いただけます！是非ご利用ください。

■方法

- ① QRコードを読み取ってください。
- ② ログイン
(最初にメールアドレスの入力とパスワードの設定が必要です。)
- ③ 指示に従って入力、回答をお願いします。
- ④ 結果を送信してください。
受付けのお知らせがメールで届きます。

《しがネット受付サービス》

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/buta-selfcheck-r8-5>

A screenshot of the Graffer smart application login page. The page has a light beige background. At the top, it says 'Graffer スマート申請'. Below that, there are two login options: 'Googleでログイン' and 'LINEでログイン'. The 'LINEでログイン' button is highlighted in green. Underneath, there is a note: '入力した情報が、Googleと連携して関係がわかることはありません。' followed by 'または'. There are two input fields: 'メールアドレス' (with a red asterisk) and 'パスワード' (with a red asterisk). Below these is a button that says 'Grafferアカウントでログイン'. At the bottom, there is a small note: 'パスワードを忘れた場合はこちらから入力することができます。' and a link: 'Grafferアカウント連携' with a plus icon, and another link: 'お問い合わせ' with a question mark icon. At the very bottom, there is a small note: 'この画面はサービスを利用する' and a link: 'Grafferアカウントを連携する'.

飼養衛生管理基準 自己点検結果報告様式

* 太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所 あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します

5月分	点検日	農場名	
		点検者名	

飼養衛生管理基準の項目	内容	○:実施 ×:未実施 -:該当なし
17	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
18	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
19	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
24	畜舎に立ち入る者の手指消毒等	
25	畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
27	畜舎外での病原体の汚染防止	
31	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	

報告期限： 令和8年5月22日(金)

報告先： メール ge37@pref.shiga.lg.jp

FAX(本所) 0748-37-4821

(北西部支所) 0740-22-6681